

MS5 for Mobile ソフトウェアのご利用規約

■第1章 定義

- 第1条 EIGHT PRISM (以下「当事業主」といいます。)は、この利用規約に基づき、MS5a for Mobile(以下「MS5」といいます。)のソフトウェアシステムを提供します。
- 第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- (1) 本ソフトウェア 当事業主が提供する MS5
 - (2) 契約者 本ソフトウェアを購入した者
 - (3) 利用契約 本ソフトウェアの提供に関する契約
 - (4) 販売者 本ソフトウェアを販売している契約企業
- 第3条 当事業主は、本章の基準を満たすよう商業的に合理的な努力を払い本ソフトウェアを提供します。
- 第4条 当事業主は、アプリケーションに要求される社会的な機能の実装に継続的に取り組みます。
- 第5条 当事業主は、契約者がソフトウェアを利用する場合のソフトウェアの操作方法に関する質問に答え、問題の解決をサポートします。
- 第6条 当事業主は以下に定める場合を除き、本ソフトウェアの稼働を保証します。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 当事業主が定めた利用方法を契約者が遵守しないことに起因して発生した障害
 - (3) 本ソフトウェア用機械のうち当事業主の製造に係らないソフトウェア
(OS、ミドルウェア、DBMS)に起因して発生した障害で、先端の技術を持ってしても予測が困難であった場合
 - (4) ハードウェアに起因して発生した障害(ハードディスクの故障など)
 - (5) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)法令に基づく強制的な処分
 - (6) その他当事業主の責に帰すべからざる事由
- 万が一、本ソフトウェアによる不具合によって利用が困難な場合、当事業主は改善の努力義務があるものとします。その場合の保証については、原則契約日から1年間(本ソフトウェア保証書に記載の期日迄)とし、超過後は有料にて対応するものとします。

■第2章 当事業主の義務等

- 第7条 当事業主は、本ソフトウェアについて障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
- 第8条 当事業主は、本ソフトウェア管理のため契約者より提供を受けた情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本ソフトウェア管理目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- 第9条 当事業主から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を書面又は当事業主のホームページに掲載するなど、当事業主が適当と判断する方法により行います。(販売者を介しての通知を含む)

■第3章 契約者の義務等

- 第10条 契約者は、本ソフトウェアの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
2. 本ソフトウェアを利用して契約者が生成するデータについては、契約者の責任で提供される

ものであり、当事業主及び販売者はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当事業主に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

第 11 条 契約者は、あらかじめ当事業主の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第 12 条 契約者は本ソフトウェアの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 用途以外の目的で本ソフトウェアを試すなどの一切の行為(不具合の検証等)
- (2) 当事業主若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本ソフトウェア/データを譲渡する行為
- (4) 本ソフトウェアの改竄、研究を目的とした逆コンパイルなどの行為
- (5) 当事業主運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

■第 4 章 契約の締結等

第 13 条 本ソフトウェアの購入者は利用規約の内容を承諾の上、販売者に対してかかる申込を行うものとし、本ソフトウェアの購入申込者が申込を行った時点で、当事業主は、本ソフトウェアの購入申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

第 14 条 本ソフトウェアの利用期間に制限はありません。

第 15 条 当事業主は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知、若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

■第 5 章 協議等

第 16 条 当事業主は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当事業主は、前項の変更を行う場合は、60 日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第 17 条 契約者と当事業主の間で訴訟の必要が生じた場合には、佐賀地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第 18 条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 19 条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

ソフトウェア保証規定

・ 当ソフトウェアの保証は、保証期間中、ソフトウェア利用の無償サポートを行うと共に、当保証書の保証期間に操作マニュアル等にしたがって正常な使用をしていたにも関わらず、不具合が発生した場合に無償修理を約束するものです。（機械故障は除く）

・ 保証期間内のソフトウェア修復費用は無料です。修正はWEBを介してソフトウェアを再インストールして修復作業を行います。また、ソフトウェアに致命的なダメージがある場合は、当事業主宛に機械を送って頂くことがあります。その場合の送料につきましては、お手数ですがご契約者様負担でお願い致します。（当事業主から発送する場合は着払いにて発送となります）

・ 保証期間内であっても以下の項目に該当する場合は、無償修理の適用対象外とさせていただきます。（但し、無償修理の適用対象外であっても、有料での修理は、ご利用可能です。その場合はお電話下さい。）

- （1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- （2）当事業主が定めた利用方法を契約者が遵守しないことに起因して発生した障害
- （3）本ソフトウェア用機械のうち当事業主の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）に起因して発生した障害で、先端の技術を持ってしても予測が困難であった場合（Bluetooth等）
- （4）ハードウェアに起因して発生した障害
- （5）刑事訴訟法第218条法令に基づく強制的な処分
- （6）その他当事業主の責に帰すべからざる事由

・ ソフトウェアの機能追加については、当保証に含まれないものとします。

・ お客様が作成されたデータにつきましては、当保証に含まれないものとします。

・ ソフトウェア保証規定は、本ソフトウェアについてのみ無償修理をお約束するもので、本ソフトウェアの使用によるその他の製品の損害については、当社は、その責を一切負わないものとします。

・ ソフトウェア保証書は、日本国内のみで有効です。